

富山労働局発表  
令和7年5月2日

報道関係者 各位

【照会先】  
富山労働局労働基準部健康安全課  
課長 川倉 健嗣  
課長補佐 井澤 秀治  
TEL 076(432)2731

## 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開します

～ 令和6年の職場における熱中症による休業4日以上<sup>※1</sup>の死傷者数は12人(前年より6人減)～  
～ 富山労働局では5月から9月まで職場における熱中症予防対策の徹底を呼びかけます～

富山労働局(局長 小島悟司)は、職場における熱中症<sup>※1</sup>予防対策を徹底するため、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」〔概要は下記3のとおり〕を展開します。

富山県内における、令和6年の職場における熱中症による休業4日以上<sup>※1</sup>の死傷者数は、令和5年より6人減少して12人となったものの、過去10年間で3番目に多く、また、今年の夏も平年より気温が高くなる見込みで、同死傷者数の増加又は高止まりが懸念されることから、引き続き、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしています。〔発生状況は下記1のとおり〕

また、職場における熱中症予防対策の強化を図るための改正労働安全衛生規則が令和7年4月15日に公布され、同年6月1日に施行されることから、本キャンペーンの展開に併せ、同規則に基づく措置について、周知を行うこととしています。〔改正概要は下記2のとおり〕

### 記

#### 1 令和6年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況

- ① 富山県内における、令和6年の職場における熱中症による休業4日以上<sup>※1</sup>の死傷者数は、令和5年より6人減少して12人となりました。死亡者はいませんでした。
- ② 減少した要因は、令和6年の夏季(6月～8月)における平均気温が令和5年より下がったことに加え、本キャンペーンをはじめ、各行政機関や報道機関などの積極的な呼びかけにより、職場における熱中症予防の意識が高まり、対策が進んだことなどが考えられます。
- ③ しかしながら、令和6年の同死傷者数(12人)は過去10年間で3番目に多く、また、今年の夏も平年より気温が高くなる見込みであることから、同死傷者数の増加又は高止まりが懸念されます。
- ④ 職場における熱中症の業種別発生状況としては、建設業が4人で最も多く、次いで製造業と運送業がそれぞれ3人、農業と警備業がそれぞれ1人となっています。
- ⑤ 過去10年間の職場における熱中症による死傷災害の発生状況(業種別など)は別添のとおりです。

(次ページに続く)

## 2 改正労働安全衛生規則の概要

職場における熱中症を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対応することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」及び「関係作業員への周知」を義務付けるもの。

(令和7年4月15日公布、同年6月1日施行)

(労働安全衛生規則第612条の2として以下条項を新設)

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコリ、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

(概要は別紙1参照)

## 3 クールワークキャンペーンの概要

富山労働局HPに関連記事を掲載するほか、各種説明会等において別紙2のリーフレットを配付するなどにより、事業者等に対して、次の事項などについて重点的に周知啓発を図ります。

- ① 暑さ指数(WBGT)<sup>※2</sup>の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施  
(設備対策(簡易な屋根、通風・散水設備等)、水分と塩分の定期的摂取、作業時間の短縮など)
- ② 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等の実施

※1 熱中症とは：高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐(おうと)・倦怠(けんたい)感・虚脱感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害、高体温などの症状が現れ、最悪、死に至る場合がある。

※2 暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)とは：気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。